

第2回 元自立支援施設職員 & 家庭裁判所調査官(全司法) (2006.10.16)

奥山和子さん & 古田誠さん

渡辺(司会) これから、お二人の方のお話をうかがいます。まず最初に、全司法労働組合から来ていただいた古田誠さんです。古田さんは、現在、家庭裁判所の調査官をやっていらっしゃいます。もう20年以上のキャリアをお持ちですので、家庭裁判所、全司法を代表して、今回の「改正」についてのお考えをいろいろうかがえればと思います。

【古田誠さんのお話】

5年前の少年法「改正」と同じ発想

古田 みなさん、こんにちは。「全司法」というのは、裁判所で働く人たちの労働組合で裁判所の調査官、書記官、事務官などで構成されています。私は東京家庭裁判所で調査官をやっていて、少年事件を担当しています。経歴的には21年目になります。

私たち調査官は毎日、目の前の少年の、それぞれの個別の事情などを調査しながら、どういう処遇をしていけば、その子が非行から立ち直れるのか、ということを考えています。少年は、それぞれ問題点も個性も違いますので、なかなか1つにまとめたお話することはできないかもしれませんが、日々考えていることをお話しできればと思います。

今回の「改正」について、一番問題だと思うのは、「改正しなければならない」という政府・法務省の動機が極めて不純であるということです。

少年法は5年前に一度「改正」されているわけですが、その「改正」の大きなポイントは、殺人などの重大事件を犯した16歳以上の少年に対しては、原則として検察に逆送し、少年扱いしないという「改正」がなされたことです。もともと少年法の理念というのは、ひとつは「少年の健全育成」をはかることが目的です。1人ひとりの子どもの個別の問題点を調査して、どのような処遇をすれば健全な成長が図れるのかを考えるというのが、少年法の理念だったわけです。事件の内容によってではなく、その子の要保護性や問題点によって処遇を決めるというのが原則でした。

ところが、5年前の「改正」で、一定の事件を起こしたら、その子は原則的に少年扱いをしてはならないということを法で決めてしまった。これは先ほどの少年法の理念とは、まったく逆の規定を持ち込んでしまったということだと思います。

今回の一部「改正」も同じような発想でして、「一定の重大事件をやった触法児童は家裁に送致しなければならない」というふうになってくるのではないかと思います。児童相談所は、家裁送致が必要かどうかを判断する権限はあるのですが、「原則としては家裁に送致しなさい」と法律で決めることになるわけで、これは2000年ときの原則検送とまったく同じ思想であると言えます。このように「原則としてこうしなさい」ということを想定すること自体が、少年法の「健全育成の理念」に反すると私は思います。これが一点ですね。

「少年事件は著しく減っている」と言う最高裁

もう一点は、こういう「改正」をしなければならない理由として、法務省は「少年非行問題は非常に深刻な状況

である」「触法少年の重大事件が相次いで起こっている」と言い、その対処として今回のような「改正」をしなければならぬと言っていますね。

しかし、触法少年の重大事件が増加しているかという、決してそうではない。統計的に見ても触法重大事件が増加しているというデータはありませんし、我々の実務の感覚でも、触法あるいは低年齢も含めて、少年が凶悪化しているというような印象は持っていません。

ちなみに、我々は労働組合ですから、毎年、「調査官を増員してほしい」という交渉を最高裁とやるわけですが、最高裁はなかなか調査官を増員してくれません。ここ2年間は増員ゼロという状況です。最高裁の述べる理由は、「家事事件の成年後見事件は確かに事件数は増加しているけれど、少年事件は著しく減少している」ということなんです。「だから調査官の増員などできない」ということを言っています。だから、法務省の言う「少年事件の深刻な状況」というのは嘘だろうと思うのです。法務省はもし深刻な状況だということであれば、政府、マスコミにではなくて、財務当局のほうにぜひそういう主張をしていただき、我々調査官の増員を訴えてもらいたいものです。

そういうわけで「改正」すべき理由がない。データの的にもそうですし、処遇面からしても重大事件を起こした触法少年の処遇が児童自立支援施設ではとてもできないという困難が発生しているということもない。あとで奥山先生からも話があると思いますが、十分、適切な処遇はできていると思えます。つまり、そういうところから「14歳未満を少年院に入れる」という発想が出てきているわけではないのです。強く言いたいのは、現場の切実な声を取り上げて今回の「改正」をしようとしているのでは決してないということが、問題なのではないかということです。

児童相談所の役割を低下させてはいけない

現場の声としては、もっと違うことを求めています。

数が増えているかどうかは別として、少年の重大事件が起こっていることは事実ですから、これに対して適切な処遇を考えていかなければならないというのは当然です。そのためには、もっと考えていかなければならない点がいろいろあるわけです。

例えば児童相談所。この役割というのは非常に大きいです。非行も病気と同じで、早期に発見して、早期に手当てをするというのが、きわめて大切です。そして、そうした早期発見、早期処遇をどこが担っているかという、やはり児童相談所だと思います。

いま、たしかに児相は虐待問題の対応で追われていて、手いっぱいです。現場の中には、できれば非行から手を引きたいというような雰囲気があるのではないかとも思います。

そうではなく、児相が非行に関しても先頭に立って担っていかなければならないんだという気概を持ってもらい、施設面や人員面を充実させ、専門性も高めていくという児相の拡充が今一番必要とされています。それなのに、今回の「改正」というのは、児相の機能をむしろ低下させる方向、「もう非行は司法に任せておけばいいんだ」というような問題意識の低下を促すことになりはしないかという危惧を持っているわけです。

いろいろと他にも疑問に思うところがあるのですが、それは奥山先生との対談でまた出てくると思いますので、とりあえずこのあたりでやめさせていただきます。

渡辺 ありがとうございました。次にご発言いただきますのは、児童自立支援施設の職員を20年以上なさって、今地元の学校などで相談員などをなさっている奥山和子さんです。ご自身のご経験を踏まえて、今回の改正について思うところを述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【奥山和子さんのお話】

「with(共に)の精神」

奥山 こんにちは。私は、児童自立支援施設で20年近く子どもたちと夫婦で暮らして居ました。子どもたちとの暮らしの中で、直接子どもたちの叫び、不満、助けを求める声を聴き、その行動を受け止めて、たくさんを感じ、子どもたちから教わりました。児童福祉の立場から、子どもたちと暮らしてきて感じていることをお話し、みなさんに考えていただけたらと思います。

児童自立支援施設では、生活指導・学習指導・作業指導を基本に関わっています。学習については平成10年に児童福祉法の改正により、学校教育が施設の中で受けられるようになっていきます。

児童自立支援施設は、明治33年「感化法」感化院、昭和8年「少年教護法」教護院、昭和22年「児童福祉法」教護院、平成10年「児童福祉法改正」児童自立支援施設と推移してきました。その歴史の中から、児童自立支援の理念を青木延春氏が「小舎制による家族舎形態の施設の中で、主として人格的な感化(感情転移、同一化)によって子どもの自立を支援して、子どもの性格行動の改善や社会自立の獲得をはかるようにする。そのために、職員は子どもとともに暮らし、これにあたらなければならない。」(withの精神)と述べています。

私たち夫婦は、「共に暮らす」ということが、「子どもたちの育て直しをするための基本」と思って生活してきました。

ひとつ屋根の下で24時間を共に暮らし、四季の行事を共に過ごして、その子を理解し、信頼関係を作っていくことなのです。

開放的な環境

児童自立支援施設は、非行や問題行動の多い子どもたちの施設として、隔離施設のように理解されていますが、国立の施設においても、門柱はありますが門戸はなく、塀や鍵で子どもを閉じ込めない開放的な環境になっています。

時には無断外出があり苦労も多かったのですが、無断外出は、子どもの心情が環境に順応できないための表現の仕方であって、後からは笑い話になることが多く、成長の一過程だと捉えていました。最近の傾向では国立の施設では無断外出はほとんどありません。

一緒に「暮らす」ことで、子どもが変わる

児童自立支援施設では、12～3人がひとつの寮舎で暮らしています。暮らしは朝の起床から始まり、布団の整理、あいさつ、歯磨き洗面、清掃、朝食準備・片付け、洗濯物干し、登校の準備など一日の流れをそれぞれが役割を持って行います。安定した家庭生活の経験が少ない子どもが多く、継続的な生活習慣が大切なことが理解できないで積極的な行動が取れない子どももいますが、先輩の世話や助言を受けて少しずつ受け入れて行きます。また、暮らしは単調なばかりではなく、スポーツや寮での菜園づくり・庭木の手入れ、季節の行事など協力し合って生活しています。

私達は、子どもたちの生活を、個別指導と、集団指導とで支えています。

個別指導では、子どもの今まで育ってきた背景や環境、また子ども自身が抱えている問題を一人一人アセスメントし、処遇計画を立て、個々に話を聴き、話し、考えます。いつもは背伸びした態度を取っている子どもでも、ポロポロと涙を流して話し合えた時には、やっと関係性が取れてきたと、とても嬉しくなります。最近は軽度発達障害の子どもの対応も個別指導が大切になっています。

集団指導では、生活は集団として一人一人が役割を責任持って行い、「仲良く、快適に暮らす」ために関わります。私たちは、子ども同士は切磋琢磨しながら共に暮らし、時にはトラブルが起こることもあります。これを子どもたち自身の力で解決できるように「ピア(仲間)カウンセリング」を取り入れて、積極的に、聴き、話すことを行い、共に支えあい、支援する力を子どもたちにつけていきます。夜遅くまで話し合ったり、同じ問題を何回も話し合うこともあります。子ども一人一人が集団の中で、自分の居場所を作り、役割を果たすことで、自分の存在感を持ち、社会性をつけていきます。

子どもたちは、入所して来た時の突っ張った表情から、すっかり子どもらしくなります。親や学校の先生が、面会にいらっしやると、「小さい時の顔になった」と言われます。本人は照れて恥ずかしそうに笑っています。

「少年院より厳しい」と語る子どもたち

児童自立支援施設を退所した後に、少年院に措置された子どももいます。少年院に入ったから悪かった、良かったということではなく、その子にとっては少年院もまた必要だったのだろうに思います。子どもに聞くと、「少年院より学院(施設)の生活の方が大変だった!」と言います。それは「決まり」がたくさんあるわけではなく、「仲良く暮らす」ことを目標にして自分で考え、応用する力が必要だからだと思います。

何か問題があったら寮のみんながホールに集まり「明日からどう生活して行く?」と話し合います。子どもたちからは「明日からどう暮らす?」と言われたら、今までやってきたことを全部しゃべらないと次に進めないんだよ。だから嘘がつけなかった」と言っていました。

「ルールだからやってはいけない」とか、「あなたは何をやったか」と責めていくと、自分に向き合わないで、他罰的になり、次々と隠しごとが増えるという悪循環になるのです。

できるだけルールを作らないで暮らして行きたいですが、もちろん集団生活ですし、子どもたちはそれぞれ個性の強い子たちなので、ルールがなければ暮らせないのです。できるだけルールを少なくしようとして、目標を「仲良く暮らす」にしています。そうすると、自分達で考え、意見を聴くことが出来、育っていくのです。

生まれてから思春期までの「基本的信頼」が大事

心理学者のエリクソンは、「発達の課題」ということをおっしゃっています。「0歳から3歳」、三つ子の魂百までもといいますが、いちばん初めの愛着というところで十分な関わりがあったかどうか。生まれてきて、母子関係(母親でも、母親の代わりの方でもいいのですが)のところ、十分にその課題をクリアしてこなかった子は、次の課題もうまくクリアができていないように感じます。

生まれた時から思春期までの間に、この愛着を十分に持てなかった子どもたちは、「自分はこの世に安心して生きていて良いのか、非常に恐怖とか不安が強いのです。『愛着障害』『反抗性挑戦性障害』というとても反抗的で本人も自己コントロールが出来ずにイライラして自己満足できない、周りには迷惑を掛けることになってしまふ障害を抱えてしまっている子どもも居ます。基本的信頼関係は、「善悪を教える」とか、「しつけ」とかの前の段階のことなのです。

「むかつく！」と子どもたちはよく言います。「何にむかっているの？」と聴くと「自分に！」と答える子どもが多いのです。「そーか、どうしたの？」と自分に向き合うように話を聴くことが出来る関係を作ることが、暮らしの中ではたくさんあります。児童自立支援施設と少年院と違うところは、「生活すること」「暮らし」だということです。「基本的信頼関係」という「しつけ」などの前の段階を抜きにして、人間を育てていくことが出来るのでしょうか？

14歳以下の子どもを少年院に送っていいのか？

児童自立支援施設で暮らした子どもたちは、乳幼児期から学童期に乗り越えるべき発達の課題を乗り越えていない子が多いです。基本的信頼・自立性(自立的な意思)・積極性(自発的)・生産性(達成力)を身につけるには、開放的な環境で、基本的生活習慣、学校生活、友達関係、大人との関わりの中で乗り越えていくことだと思います。最低でも14歳までは発達の課題を乗り越える時期にあると思います。この時期までの育て直しは大切なことだと思います。

【対談】

(少年院と自立児童支援施設の違い)

渡辺 このあとお二人の対談というような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

いま、奥山さんのほうから、少年院と児童自立支援施設の違いというお話があったのですが、法制審議会の審議でもそういった部分の深く突っ込んだ話というのはなくて、ただ「部屋に鍵がかかる、かからない」とか、「逃げ出してしまった場合どうするんだ」とか、そういった話ばかりで、奥山さんがおっしゃったような生活とか暮らしとか愛着という部分での議論は抜け落ちていたと思います。古田さんもおそらく触法事件にかかわって、今度どうなるのかという点をいろいろ感じてらっしゃると思いますし、奥山さんは実際の処遇という面でかかわってきていらっしゃるのので、児童自立支援施設と少年院の違いの部分について、もう少しお話しただけたらと思います。

「スキル」と「暮らし」の違い

古田 それでは、まず私の方から話させていただきます。私は家裁におりますので、実際の児童自立支援施設の中の様子とか、少年院の様子とかを実際に体験してきたわけではないので、抽象論でしか話できないかもしれませんが、さきほど奥山先生が話されたように、大きな違いは、児童自立支援施設は生活の場をまず前提として、その暮らしの中で少年の問題を改善していくというところにあるのだと思います。児童の置かれている家庭環境などが非常に劣悪なので、それに代わる生活の場、健全な生活の場ですね、それを提供していくことが一つの目標と言うか方法だと言えます。

それに対して少年院というのは、これは生活の場からいったん引き離して、特殊な訓練・教育の場を作りだして、そこで矯正を図るという発想だと思いますし、生活をめぐって言えば、かなり違いがあるんじゃないかと思います。

その矯正の場面ですが、基本的には少年院の教官と少年との人間関係によって、少年の問題を直すというのが基本なわけで、その子の考え方、性格の誤りを、そのつど教官が指摘して、それで直していくということです。

面接もありますし、いろいろな作業を通してということもありますし、院生同士の集団討論をということもあります。そういった中で、いろいろ問題点を直していく。

少年院では「スキル」という言葉をよく使いますね。司法関係者もそうですけれど、単に愛情を持ってやっていくというのではなくて、こういう人間関係の問題を処理する方法としては、こういう関係を持たせるように働きかけると。そういった人間関係、対人関係のスキルを学習させるというふうにするのですが、対人関係の持ち方を訓練するというか、学ばせるというか、そういう手法が少年院の方ではあるかもしれない。

それに対して自立支援施設の方は、さきほど奥山先生のほうからありましたように、自然な人間関係の中でそれを自然と直すという、そのようなイメージを持っています。ちょっと違うようでしたら、また先生のほうから訂正していただきたいんですけど。

年齢 = 自我の形成の違い

そういう教育の方法の違いもあると思うのですが、やはり一番大きいのは、入っている子どもの年齢が違う。少年院は14歳以上ですし、自立支援施設はおおむね中学卒業までのお子さんが多い。

今回の「改正」の問題点の一つは、そういう子どもの発達ということをまったく考慮していないことですね。やった事件で処遇を決めるという乱暴な議論であり、こういう発達段階の子どもに対してはこういう手当てが必要だ、こういう形の処遇が必要だというような議論がまったくなされていないというのが、一つ大きな問題だと思います。14歳で何が違うかということを議論していかないと、本質的な議論にならないと思うんです。人間の発達上14歳というのはどういう意味があるのかということをもう少し議論していかないと。

一つは、私もやっぱり自我、その子の自我というか、自分というのがどれほど確立されているかというのが大きな指標になるんじゃないかと。教育を受けるにしても、事件をやったこと責任をとるにしても、責任を感じるの自分、教育を受けるのも自分ですから、そういう問題を引き受ける自分というものが、どこまでしっかりしたものになっているのか、そこがないと処遇論にはなっていないと思うんです。

さきほど「育て直し」の時期という話がありましたけれど、14歳までの子どもは、自分のやった行為の結果、責任を受け止める自我をまだ一生懸命育てている最中の段階だと思うんですね。そういった未形成な心理状態にある子に対して、「生活」から引き離してでも「矯正」しなくてはだめなのかということです。その場合に、矯正というのは本当に意味があるのかどうか。むしろ自我を育てるということ、これは生活の中で育てていくわけですから、そういった親子関係なり友達関係なり集団生活の土台を抜きにして、自分というのを育てることができるのか。そういう議論が本来必要なはずなのですが、それがなされていないというのは、本当に大事なことが抜けているのではないかと思いますね。

そういうことで、生活を選ぶか、矯正を選ぶかは、やはり子どもの発達段階ということ考えていかないと意味がないのではないかと私は思っています。

失敗を許せるかどうか

奥山 児童自立支援施設はで開放的な環境で、生活を共にしていくことで育まれていく、「情性」を大切にしています。

年齢が低いほど具体性が必要なので、具体的な生活を通して、失敗を繰り返して初めて解ということが多いと思うんです。そして、子どもには失敗を許して、「ここでなら失敗していいのだよ」「失敗しても安心していいのだよ」ということを伝えることが、すごく大事だと思ってきました。

発達にアンバランスになってしまっている子どもは失敗が多いのですが、子どもを受け止め、失敗を許せる場を作り、育てることが児童自立支援施設で出来ることだと思います。

(犯罪を犯した子どもと、不登校などの子どもと一緒に暮らせるか?)

渡辺 古田さんからは、矯正教育を行う年齢ということでは、「自我の確立」が必要というお話がありました。奥山さんのお話では、生活、暮らしというところで、失敗を許すことの中で育つということでした。家庭裁判所の審判でも14歳の場合、少年院が約300人、児童自立支援施設が200人ということで、裁判所の方でもある程度振り分けているようで、調査官の処遇意見というのがかなり重要になってくるので、調査官の方もいろいろ悩んでいる部分もあるのだらうと思います。

法制審議会の議論の中でも、児童自立支援施設は、家庭環境に問題のある生活指導が必要な子ども、例えば引きこもりであったり、不登校といった子どもたち。あるいは現在は通所という形で、自宅から自立支援施設に通っている子どもたちもいるということで、そういった子どもたちと、家庭裁判所のルートを通ってきた、殺人、傷害致死、放火といった重大な事件を起こした子どもたちとを、一緒に処遇することは困難ではないかというような議論もあるようですが、そのあたりについて奥山さんはどう思われますか。

「贖罪教育は少年院で」という、施設間の連携が必要

奥山 子どもの問題行動には、反社会的な行動と非社会的な行動があると思います。引きこもりの子どもや、不登校の子どもたちと非行の子どもたちが一緒になるのは難しいと思います。児童自立支援施設は生活指導に重きを置いていますが、平成10年の児童福祉法改正の時に、基本的生活習慣の獲得が必要な不登校児の入所については否定論がありました。

児童自立支援施設に入って来る子どもたちは、反社会的行動をしてきてしまった子どもが多くいて、情緒が不安定で未熟で、心の中に蓋をして自分を保つ子どももいます。私たちと仲良く暮らすということをやっていくと、その蓋を開けてもいい時期というのは、まず安心できること、そして自分はこの世の中に生きていてもいいのだと思えてからでないと難しいと思います。愛着関係がきちっとできてないところでやったら、とても厳しい状況になってしまうと感じていました。いま厚生労働省では、14歳以下の子どもの重大事件が児童自立支援施設に措置されているので、「贖罪教育を行なって行こう」と言っています。

児童自立支援施設では贖罪教育というのはありませんでした。最近になって、「社会的情勢から贖罪教育を」と言っているのですが、私は、児童の側に立っている者が、贖罪教育をするのは、無理があると思っています。まだ人格がしっかりしていないアンバランスな状態の子どもの場合は、児童福祉の職員は、徹底して子どもの側に立つべきではないかと思っています。

そして、贖罪教育については、少年院が力を入れて行なっていると聞いています。児童自立支援施設は厚生労働省、少年院は法務省と分かれていて、なかなか一つのケースを「少年院ではこういうところができる」「児童自立支援施設はこういうところができる」と話し合い連携を取る場がないようです。児童自立支援施設で、14歳以下の重大事件を起こした子どもを受けたら、少年院との連携を取り、子どもにある程度の安定が見えた時に、子どもと一緒に贖罪教育について受け、私たちは子どもの側に寄り添い、それを生活の場で子どもとどう生かすかということを考える。いま行政の縦割りのところでどちらかに振り分けるのではなく、14歳以下の重大事件をおこした子どもに、どう育てて欲しいのかを明確にして、考えていくべきだと思います。

(少年院送致をするか否か)

渡辺 「贖罪教育」ということが出てきて、少年院では進んでいるというお話もありましたが、古田さんは、14歳以上の子どもを調査するというのも多いと思います。そういう場合に、この子は少年院に送致して、贖罪教育を受けさせるのが適切なのか否かと迷われたご経験もあるのではないかと思います、いかがでしょう。

「自分の行為の責任をとる」とは？

古田 少年院というのは贖罪教育だけやっているわけではないので、贖罪教育が必要だから少年院へというような発想はあまりないんですね。実際に少年院がどういう形で贖罪教育をしているのかは、勉強不足で具体的なことはご紹介できないのですけれども、ただ、贖罪教育という場合、さっき責任の点でちょっと話しましたけれど、「罪を償う」とか、「責任を受けとめる」というのはいったいどういうことなのか、という議論が根本的に必要なんじゃないかと思うんです。成人ならば、例えば殺人を犯したら、死刑とか、無期懲役とかになるわけですが、じゃあそういう刑を受け入れることが「責任を果たす」ということなのかどうか。

今まで少年法というのは保護主義で加害者の保護ばかり優先していて、やったことの責任という論点がないというような議論があるかと思うのですが、少年法の中の「健全な育成」の中にも、自分のやった行為を自分がどれだけ責任を持って引き受けられるかという観点は当然入っているわけです。本当に健全な育成を目指していけば、自分の行為についての責任も当然入るはずだというふうに思います。「少年の幸せだけしか考えてないのではないか」とか、「少年院の教育は社会適応だけを目指している教育で、目的を忘れていないのか。適応させればそれでいいのか」という議論が出ていると思うのですけれども、決してそんな単純なことではないと思うんですね。

少し議論がずれるかもしれませんが、さっき奥山先生の話にもありましたけれど、少年というのはかなり不遇な状況の中で育っているわけです。生い立ちや家庭を見ても、夫婦の暴力、親からの虐待とかいろいろありまして、そういう不遇な境遇が非行の原因になっていると思うのですが、そういう境遇の中で育ってきたというのは、その子の責任ではないんですね。むしろそういう境遇を押しつけられているということですから、そういう点からすれば、被害者なわけです。そういう中で、「やった行為についての責任を取りなさい」と言われても、その前に自分の生きてきた境遇はどうなるのかという、前提としての被害者感情といふかな、そこをどう扱うかをちゃんとしないと、自分の行為の責任というところまでなかなか目がいかないのではないかと思うんですね。

「行為の責任を取る」ということは、結局は自分のこれまで生きてきた不遇な境遇を含めて自分自身がそれを受け入れる、自分の責任じゃないんだけど、自分の責任じゃないものをも含めて自分が引き受けるというような気持ちにならないと、自分がやった行為について素直に悪いことをしたというような思いも持たないんじゃないでしょうか。

もし本当に贖罪教育ということをやろうと思えば、そういった自分のこれまで生きてきた人生をもう一度見つめ直すということ以外にはないのではないかと考えています。そうした作業がやれる時期というのが、14歳から20歳までの間。20歳過ぎてももちろん続きますが、成人になるまでの見つめ直し期間が保障されているのが14歳から20歳までだなぁという感じがしてるんですね。

そうした、単に社会適応だけに向かうようなことではなくて、そうしたところも含めての処遇というのが少年院に求められるのではないかと考えています。

14歳で「立志式」をする意味

奥山 栃木県ではまだ「立志式」というのが残っているのです。中学2年生のだいたい14歳になると、2月か3月に立志式というのがあり、私は栃木生まれではないので、住んではじめて、自分の子どもが立志式をしていただくときに、「こういうのがまだ残っているのか」と思いました。今この「14歳」というところには意味があるのだと思うと思います。昔からあった立志式の意味を改めて考えてみたいのです。

〈施設を出たあとのアフターケアが不十分〉

渡辺 少し視点を変えまして、今まで主に少年院や、児童自立支援施設という、施設内での処遇ということで話を進めてきたのですが、実際に少年院に入った場合、いろいろ期間はありますけれど、たいたい1年とか2年で仮退院して、そのあとは必ず保護観察というものがついて、保護観察所を通して紹介された保護司さんの指導監督のもと、学校に通うとか、職場に行くということになりますね。そういったアフターケアというものが法律では明文化されていて、今回の「改正」ではこの保護司さんの部分でも「遵守義務違反」といった問題点が出てくるわけですが、施設を出たあとのアフターケアというところを少しうかがいたいと思います。何か困った時に相談する人がいない、学校にもなかなか馴染めなくて先生にも相談できないと、そういった場合にもう一度児童自立支援施設でお世話になった人に自分から何か相談するとか、そういうシステムというのは存在しているのでしょうか？

奥山 子どもたちが社会に出て、信頼できる大人が支援していかなければ自立は難しいのですが、システムとしてはないのです。同じ屋根の下で暮らした子どもたちで、頼ってくる子どもには相談に乗っています。子どもたちは自尊感情が低く、自信を失っています。昨日も電話で1時間ちょっと話した子どもに、「みんな幸せになってほしいのだ」と言ったら、「本気でそう思っているのですか？」って聞かれました。子どもたちは救いを求めているのですが、個人では限界があります。システムができていないことは、とても残念に思っています。

渡辺 いまシステムの問題がありました。少年法では、「保護司さん」ということで法制化されてはいるわけです。法律としてはきちんとしているのですが、児童福祉の側にもやはり法律上明記するとか、あるいはアフターケアについてまた別な機関を設けるとかという解決策もあるかと思うのですが、そういった機関というのは必要だとお考えですか。

奥山 なくてはならないと思っています。

システムの中身を充実させることが課題

渡辺 古田さんからみて、以前に調査を担当した少年が少年院などに行き、そのまま保護観察になって、また事件を起こして、家庭裁判所に戻ってきてしまったというようなご経験はいろいろおありでしょうか。そういうところで、もう少しアフターケアがしっかりしてればと感ぜられる事例などがもしあれば話していただければと思うのですが。

古田 少なからずあると思います。その子の問題性による再犯ということもあるかと思いますが、さきほどの話と

関連づけて言えば、システムがあればそれでいいということではなくて、やはり中身がちゃんとしてないと意味がないと思います。

確かに仮退院すれば保護観察を受けられる、受けなければならないということになっているのですが、少年院と保護観察所が1人の少年に対してどれだけ協力体制ができているのか、やや弱い点があるのではないかなと思うんですね。例えば保護観察中の再犯で少年院送致となったときに、その少年が少年院で教育を受けている間、保護観察所はどういう役割をしているのかということになると、疑問が残ります。

困難事例であれば、少年院に行ったとしても、そのあとの社会復帰後の生活が大事だということが分かっているわけなので、本来ならば保護観察所のほうで定期的に少年院を訪れて、処遇経過を観察したりとか、あるいはその間に家族関係の調整を図るとか、そうした作業がもっとあってしかるべきだと思うのです。しかし、そうした努力は個々の保護観察官の熱意に任されており、制度としてそうした取り組みがなされているということにはなっていない。確かに、保護観察官は社会にいる少年たちの指導で手一杯で、少年院在院中のケースまでとても手が回らないのかもしれないけれど、本来はそういうことをきちんとやることが求められているはず。そうしたシステムの充実を図っていかないとダメだと思うんです。

渡辺 ありがとうございます。それではここで質疑応答に入りたいと思います。本日はいろいろな立場の方がお越しいただいていると思いますので、ご質問なり、疑問に思っていることや、感じたこととかあればおっしゃっていただければと思います。

Q 自立支援施設は全国にあるのですか？

渡辺 都道府県単位で、各自治体に設置義務があります。国立が現在2施設で、武蔵野ときぬ川があり、武蔵野が男子、きぬ川が女子です。あとは都道府県立と、私立が2つあって、いま合計で58の施設があります。都道府県立の場合は、予算措置の面などいろいろあると思うのですが、処遇の内容が地域によってかなりバラツキがあるという話も聞いています。

Q 施設を出たあとのアフターケアには、やはりお金がかかると思うのですが、弱い人に対する補助は絶対に先には貰えないシステムなのかなあと、歯がゆい思いがします。「子どもが大事」と言いながら、本当は子どもを大事にしてないという感じがします。

奥山 退院した子から、「里親、養護施設、児童自立支援施設、少年院から「ここから出て行くのだよ」と言われいつも不安だった。何が甘えて、何が自己主張なのか解らなくて、がんばれと言われる。「がんばれ！」ってどうすればいいの？」と、電話の向こうから、泣きながら訴えてきたことがあった。子どもが自立するには、10歳から20歳代に見守り、支援する大人が必要ですが、特に児童自立支援施設を出た子どもたちは、親にも色々な事情があって頼れない。いや親の事情に振り回されている事が多い。社会に出てみて自由になった開放感からしばらくすると、中学卒では就職も難しく、不安定な生活になります。この時点で高校に行きたいと思っても、もう福祉も教育も支援を受けることは出来ないのです。自分の力で、「高校卒業認定」を受けて大学に行っている子や、子育てをしながら「通信制高校」で頑張っている人もいますが、極々僅かです。続けていくためには、相当の努力と自尊心を持っていないとなりません。「居・食・住」が自立出来るまでの「基地」としての支援体制がすべての子どもにも早急に出来ることを願います。

Q 現場の方(児童福祉士さん、教育に携わる先生方、施設の方など)の話を聞いていてよく感じるのが、今の一番の問題は、児童相談所や児童支援施設の人員体制が極めて不十分ではないかということです。例えば東京都では、児童養護施設もいっぱい、児童相談所もいっぱい、里親もいっぱい、他県に子どもを回さざるをえないような状況たということも聞きます。東京都以外の県でも、教育相談は数ヶ月待ちで機能していないに等しい。それほど人員不足で、専門知識も経験もないものが対応に当たっているのが現状で、本当に現場の現状はひどいことになっているということをよく聞きます。人員体制とか、施設面とかの不十分さということを、現場にいてどう感じられますか。どのような声をお聞きになりますか？

奥山 正直言って福祉施設では、鬱病になってしまう職員がいます。学校の先生方もそのような現状だと思います。子どもの対応について医療、教育、心理の分野で研究が進んで来ています。専門的知識を得、広い視野で対応が出来れば、子どもたちも関わる大人ももっと余裕を持ったかかわりが出来ます。情報を得る機会や余裕がない体制で、子どもへの良い対応は出来ないと思います。子どもの教育と福祉にはもっとお金を掛けて欲しいです。